

政令第 号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令

内閣は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第二十条第七項及び附則第四条第十項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項並びに国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船級協会の登録の有効期間）

第一条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第七項及び附則第四条第十項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づく登録の更新については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第二条 法第四十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人航海訓練所とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月二十三日）から施行する。

### (地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十六の三第二項中「第十条第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

### (国立大学法人法施行令の一部改正)

第三条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第五十九号を第六十号とし、第四十六号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、

第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第

四十八条第一項及び附則第四条第九項

## 理由

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に伴い、船舶保安規程の審査等を行う船級協会の登録の有効期間等を定める必要があるからである。